

○ 厚生労働省告示第七十五号

健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成六年三月厚生省告示第五十四号）及び老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準（平成六年三月厚生省告示第七十二号）に基づき、厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料等の算定方法を次のように定め、平成十四年四月一日から適用し、厚生労働大臣の定める入院患者数の基準、医師等の員数の基準及び入院基本料の算定方法（平成十二年三月厚生省告示第六十九号）及び厚生労働大臣の定める入院患者数の基準、医師等の員数の基準及び老人入院基本料等の算定方法（平成十二年三月厚生省告示第八十号）は、平成十四年三月三十一日限り廃止する。

平成十四年三月八日

厚生労働大臣 坂口 力

厚生労働大臣の定める入院患者数の基準並びに入院基本料等の算定方

一 厚生労働大臣の定める入院患者数の基準並びに入院基本料、老人入院基本料及び老人一般病棟入院医療管理料等の算定方法

保険医療機関の月平均の入院患者数が別表第一の上欄に掲げる基準に該当する場合における入院基本料、老人入院基本料並びに老人一般病棟入院医療管理料、老人性痴呆疾患療養病棟入院料及び老人性痴呆疾患療養病棟入院料については、当該入院基本料、老人入院基本料並びに老人一般病棟入院医療管理料、老人性痴呆疾患療養病棟入院料及び老人性痴呆疾患療養病棟入院料の所定点数から、同表の下欄に掲げる基準により算定した額を控除した額とする。

二 厚生労働大臣の定める医師等の員数の基準並びに入院基本料及び老人入院基本料の算定方法

病院である保険医療機関の医師又は歯科医師の員数が別表第二の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合又は看護師及び准看護師若しくは看護の補助を行う者（以下「看護補助者」という。）の員数が別表第三の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合（医師又は歯科医師の員数が別表第四の上欄に掲げる基準に該当し、かつ、看護師及び准看護師又は看護補助者の員数が同表の下欄に掲げる基準に該当する場合を除く。）における入院基本料又は老人入院基本料については、当該入院基本料又は老人入院基本料の所定点数から、それぞれ該当する別表第二又は別表第三の下欄に掲げる基準により算定した額を合算した額を控除した額とする。ただし、当分の間は、別表第二中「医師の員数に百分の六十」とあるのは「医師の員数（医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第四十九条及び医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成十三年厚生労働省令第八号。以下「改正省令」という。）附則第九条から第十七条までの規定の適用を受ける病院にあっては、これらの規定の適用を受ける間、それぞれこれらの規定により有しなければならない医師の員数）に百分の六十」と、「医師の員数に百分の五十」とあるのは「医師の員数（医療法施行規則第四十九条及び改正省令附則第九条から第十七条までの規定の適用を受ける病院にあっては、これらの規定により有しなければならない医師の員数）に百分の五十」と、「歯科医師の員数に」とあるのは「歯科医師の員数（改正省令附則第九条から第十七条までの規定の適用を受ける病院にあっては、これらの規定により有しなければならない歯科医師の員数）に」と、別表第三中「看護補助者の員数に」とあるのは「看護補助者の員数（改正省令附則第九条から第十七条まで及び第二十条の規定の適用を受ける病院にあっては、これらの規定により有しなければならない看護補助者の員数）に」と、別表第四中「医師の員数」とあるのは「医師の員数（医療法施行規則第四十九条及び改正省令附則第九条から第十七条までの規定の適用を受ける病院にあっては、これらの規定により有しなければならない医師の員数）」と、「歯科医師の員数」とあるのは「歯科医師の員数（改正省令附則第九条から第十七条までの規定の適用を受ける病院にあっては、これらの規定により有しなければならない歯科医師の員数）」と、「看護補助者の員数（改正省令附則第九条から第十七条まで及び第二十条の規定の適用を受ける病院にあっては、これらの規定により有しなければならない看護補助者の員数）」と、「歯科医師の員数（改正省令附則第九条から第十七条まで及び第二十条の規定の適用を受ける病院にあっては、これらの規定により有しなければならない歯科医師の員数）」とする。

厚生労働大臣の定める入院患者数の基準

厚生労働大臣の定める入院基本料、老人入院基本料並びに老人一般病棟入院医療管理料、老人性痴呆疾患治療病棟入院料及び老人性痴呆疾患療養病棟入院料の基準

一 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院（以下「病院」という。）にあつては、同法の規定に基づき許可を受け、若しくは届出をし、又は承認を受けた病床数に百分の百五を乗じて得た数以上

二 医療法第二条の五第二項に規定する患者を入院させるための施設を有する診療所については、同法の規定に基づき許可を受け、若しくは届出をし、又は通知をした病床数に三を加えて得た数以上

別表第二

厚生労働大臣の定める医師又は歯科医師の員数の基準	厚生労働大臣の定める入院基本料及び老人入院基本料の基準	厚生労働大臣の定める入院基本料及び老人入院基本料の基準
医療法第二十一条第一項第一号又は第二十二条第二第一号の規定により有しなければならない厚生労働省令に定める医師の員数に百分の六十を乗じて得た数を超える百分の八十を乗じて得た数以下	医療法第二十一条第一項第一号又は第二十二条第二第一号の規定により有しなければならない厚生労働省令に定める医師の員数に百分の六十を乗じて得た数を超える百分の六十を乗じて得た数以下	医療法第二十一条第一項第一号又は第二十二条第二第一号の規定により有しなければならない厚生労働省令に定める医師の員数に百分の六十を乗じて得た数を超える百分の六十を乗じて得た数以下
医療法第二十一条第一項第一号又は第二十二条第二第一号の規定により有しなければならない厚生労働省令に定める医師の員数に百分の五十を乗じて得た数を超える百分の六十を乗じて得た数以下	医療法第二十一条第一項第一号又は第二十二条第二第一号の規定により有しなければならない厚生労働省令に定める医師の員数に百分の五十を乗じて得た数を超える百分の六十を乗じて得た数以下	医療法第二十一条第一項第一号又は第二十二条第二第一号の規定により有しなければならない厚生労働省令に定める医師の員数に百分の五十を乗じて得た数を超える百分の六十を乗じて得た数以下

医療法第二十一条第一項第一号又は第二十二条第二第一号の規定により有しなければならない厚生労働省令に定める医師の員数に百分の五十を乗じて得た数を超える百分の六十を乗じて得た数以下

医療法第二十一条第一項第一号又は第二十二条第二第一号の規定により有しなければならない厚生労働省令に定める医師の員数に百分の五十を乗じて得た数を超える百分の六十を乗じて得た数以下

医療法第二十一条第一項第一号又は第二十二条第二第一号の規定により有しなければならない厚生労働省令に定める医師の員数に百分の五十を乗じて得た数を超える百分の六十を乗じて得た数以下

医療法第二十一条第一項第一号又は第二十二条第二第一号の規定により有しなければならない厚生労働省令に定める医師の員数に百分の六十を乗じて得た数を超える百分の八十を乗じて得た数以下

健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成六年三月厚生省告示第五十四号。以下「算定告示」という。）別表第一（以下「老人医科点数表」という。）若しくは別表第二（以下「老人歯科点数表」という。）の所定点数に百分の二十（療養病棟入院基本料、老人病棟入院基本料及び有床診療所療養病床入院基本料、老人特定入院基本料、老人療養病棟入院基本料、老人病棟老人入院基本料及び老人有床診療所療養病床入院基本料並びに老人一般病棟入院医療管理料、老人性痴呆疾患治療病棟入院料及び老人性痴呆疾患療養病棟入院料については、百分の十）を乗じて得た点数を用いて、それぞれ算定告示又は算定基準の算定方法の例により算定した額

条の二第一号の規定により有しなければならない厚生労働省令に定める医師の員数に百分の五十を乗じて得た数以下

医療法第二十一条第一項第一号又は第二十二条の二第一号の規定により有しなければならない厚生労働省令に定める歯科医師の員数に百分の六十を乗じて得た数を超える百分の八十を乗じて得た数以下

百分の十五（別表第五に定める地域に所在する保険医療機関（医師若しくは歯科医師又は看護師及び准看護師若しくは看護補助者の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものに限る。）については、百分の三）を乗じて得た点数を用いて、それぞれ算定告示又は算定基準の例により算定した額

医療法第二十一条第一項第一号又は第二十二条の二第一号の規定により有しなければならない厚生労働省令に定める歯科医師の員数に百分の五十を乗じて得た数を超える百分の六十を乗じて得た数以下

歯科点数表又は老人歯科点数表の所定点数に百分の六（別表第五に定める地域に所在する保険医療機関（医師若しくは歯科医師又は看護師及び准看護師若しくは看護補助者の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものに限る。）については、百分の三）を乗じて得た点数を用いて、それぞれ算定告示又は算定基準の例により算定した額

医療法第二十一条第一項第一号又は第二十二条の二第一号の規定により有しなければならない厚生労働省令に定める歯科医師の員数に百分の五十を乗じて得た数を超える百分の六十を乗じて得た数以下

歯科点数表又は老人歯科点数表の所定点数に百分の十二（別表第五に定める地域に所在する保険医療機関（医師若しくは歯科医師又は看護師及び准看護師若しくは看護補助者の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものに限る。）については、百分の三）を乗じて得た点数を用いて、それぞれ算定告示又は算定基準の例により算定した額

医療法第二十一条第一項第一号又は第二十二条の二第一号の規定により有しなければならない厚生労働省令に定める歯科医師の員数に百分の五十を乗じて得た数以下

歯科点数表又は老人歯科点数表の所定点数に百分の十五（別表第五に定める地域に所在する保険医療機関（医師若しくは歯科医師又は看護師及び准看護師若しくは看護補助者の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものに限る。）については、百分の三）を乗じて得た点数を用いて、それぞれ算定告示又は算定基準の例により算定した額

別表第三

厚生労働大臣の定める看護師及び准看護師又は看護補助者の員数の基準

医療法第二十一条第一項第一号又は第二十二条の二第一号の規定により有しなければならない厚生労働省令に定める看護師及び准看護師又は看護補助者の員数に百分の六十を乗じて得た数を超える百分の八十を乗じて得た数以下

厚生労働大臣の定める入院基本料及び老人入院基本料の基準

医療法第二十一条第一項第一号又は第二十二条の二第一号の規定により有しなければならない厚生労働省令に定める看護師及び准看護師又は看護補助者の員数に百分の六十を乗じて得た数を超える百分の八十を乗じて得た数以下

いて、それぞれ算定告示又は算定基準の例により算定した額

医療法第二十一条第一項第一号又は第二十二条の二第一号の規定により有しなければならない厚生労働省令に定める看護師及び准看護師又は看護補助者の員数に百分の五十を乗じて得た数を超える百分の六十を乗じて得た数以下

医療法第二十一条第一項第一号又は第二十二条の二第一号の規定により有しなければならない厚生労働省令に定める看護師及び准看護師又は看護補助者の員数に百分の五十を乗じて得た数以下

別表第四

医療法第二十一条第一項第一号又は第二十二条の二第一号の規定により有しなければならない厚生労働省令に定める看護師及び准看護師又は看護補助者の員数に百分の八十を乗じて得た数を超える	厚生労働大臣の定める医師又は歯科医師の員数の基準	医療法第二十一条第一項第一号又は第二十二条の二第一号の規定により有しなければならない厚生労働省令に定める医師の員数に百分の八十を乗じて得た数を超える	厚生労働大臣の定める看護師及び准看護師又は看護補助者の員数の基準
医療法第二十一条第一項第一号又は第二十二条の二第一号の規定により有しなければならない厚生労働省令に定める医師の員数に百分の六十を乗じて得た数を超える	医療法第二十一条第一項第一号又は第二十二条の二第一号の規定により有しなければならない厚生労働省令に定める看護師及び准看護師又は看護補助者の員数に百分の八十を乗じて得た数を超える	医療法第二十一条第一項第一号又は第二十二条の二第一号の規定により有しなければならない厚生労働省令に定める看護師及び准看護師又は看護補助者の員数に百分の八十を乗じて得た数を超える	医療法第二十一条第一項第一号又は第二十二条の二第一号の規定により有しなければならない厚生労働省令に定める看護師及び准看護師又は看護補助者の員数に百分の八十を乗じて得た数を超える
医療法第二十一条第一項第一号又は第二十二条の二第一号の規定により有しなければならない厚生労働省令に定める歯科医師の員数に百分の六十を乗じて得た数を超える	医療法第二十一条第一項第一号又は第二十二条の二第一号の規定により有しなければならない厚生労働省令に定める歯科医師の員数に百分の八十を乗じて得た数を超える	医療法第二十一条第一項第一号又は第二十二条の二第一号の規定により有しなければならない厚生労働省令に定める歯科医師の員数に百分の八十を乗じて得た数を超える	医療法第二十一条第一項第一号又は第二十二条の二第一号の規定により有しなければならない厚生労働省令に定める歯科医師の員数に百分の八十を乗じて得た数を超える
医療法第二十一条第一項第一号又は第二十二条の二第一号の規定により有しなければならない厚生労働省令に定める歯科医師の員数に百分の六十を乗じて得た数を超える	医療法第二十一条第一項第一号又は第二十二条の二第一号の規定により有しなければならない厚生労働省令に定める歯科医師の員数に百分の八十を乗じて得た数を超える	医療法第二十一条第一項第一号又は第二十二条の二第一号の規定により有しなければならない厚生労働省令に定める歯科医師の員数に百分の八十を乗じて得た数を超える	医療法第二十一条第一項第一号又は第二十二条の二第一号の規定により有しなければならない厚生労働省令に定める歯科医師の員数に百分の八十を乗じて得た数を超える

医科点数表若しくは歯科点数表又は老人医科点数表若しくは老人歯科点数表の所定点数に百分の十二（別表第五に定める地域に所在する保険医療機関（医師若しくは歯科医師又は看護師及び准看護師若しくは看護補助者の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものに限る。）については、百分の三）を乗じて得た点数を用いて、それぞれ算定告示又は算定基準の例により算定した額

数を超える

別表第五

別表第二及び第三に規定する地域は、人口五万人未満の市町村であつて次に掲げる地域をその区域内に有する市町村の区域とする。

- 一 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された離島の地域
- 二 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特例措置等に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）第二条第一項に規定する辺地
- 三 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定により振興山村として指定された山村
- 四 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域